

令和7年度

山形市情報公開・個人情報保護制度
運用状況報告書

山形市市民生活部市民相談課

目 次

I 情報公開制度の主な内容	1
1 行政文書の公開	
2 附属機関等の会議の公開	
II 行政文書の公開制度の運用状況	4
1 実施機関別公開請求の状況	
2 請求者の区分別請求件数	
3 公開・非公開の決定状況	
4 公開の実施方法	
5 審査請求の状況	
6 行政文書の公開請求と決定内容の詳細	別添(資料1)
III 会議の公開制度の運用状況	7
1 審議会等の概要	
2 会議の公開状況	
3 公開の対象となる審議会等及び傍聴者数	
IV 個人情報保護制度の主な内容	11
V 個人情報保護制度の運用状況	15
1 市の機関等別個人情報取扱事務の届出の状況	
2 市の機関等別開示請求の状況	
3 開示・不開示の決定状況	
4 開示の実施方法	
5 訂正請求の状況	
6 利用停止請求の状況	
7 審査請求の状況	
8 個人情報の開示請求と決定内容の詳細	別添(資料2)
VI 出資法人及び指定管理者の情報公開・個人情報保護制度の運用状況	18
1 文書の公開申出及び保有個人データの開示請求の状況	
2 訂正・利用停止請求の状況	
3 異議の申出の状況	

I 情報公開制度の主な内容

1 行政文書の公開

(1)実施機関

- ・市 長 ・教育委員会 ・選挙管理委員会 ・監査委員 ・農業委員会
- ・固定資産評価審査委員会 ・上下水道事業管理者 ・病院事業管理者
- ・消防長 ・議会

(2)公開の対象となる行政文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

(3)公開請求

何人も、書面(行政文書公開請求書)により行政文書の公開を請求することができます。

(4)公開請求に対する決定

実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に公開請求に対する公開・非公開の決定を行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、決定期間を延長することができます。

なお、公開請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ第三者の意見を聴くことができます。

(5)非公開とする情報

公開請求があった行政文書は、原則公開となります。ただし、個人・法人の権利利益や公共の利益など、一定の合理的理由に基づき公開されないことにより保護される利益があるものについては、非公開とする情報として取り扱います。

なお、山形市情報公開条例第8条で次の7項目を非公開情報としています。

ア 第1号(法令秘情報)

法令又は条例の規定により公開することができないもの

イ 第2号(個人情報)

個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの

ウ 第3号(法人等事業活動情報)

公開することにより、法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあることが明らかであるもの

エ 第4号(審議、検討、協議情報)

行政内部の審議、検討、協議に関する情報で、公開することにより、適正な意思決定に支障が生ずるおそれがあることが明らかであるもの

オ 第5号(事務事業執行情報)

事務又は事業に関する情報で、公開することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが明らかであるもの

カ 第6号(公共の安全秩序維持情報)

公開することにより、人の生命、身体や財産の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締り、公共の安全の確保と秩序の維持管理に支障が生ずるおそれがあることが明らかであるもの

キ 第7号(行政機関等匿名加工情報及び削除情報)

個人情報の保護に関する法律に基づく手続きに従って、市と契約を締結した者のみ利用することが想定されている情報であり、情報公開制度による公開にはなじまないものの及び当該情報の作成の際に削除した情報であり、公開することにより当該情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあるもの

(6)公開の方法

行政文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により行います。

(7)審査請求

行政文書の公開・非公開の決定等に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を実施機関等へ行うことができます。審査請求について実施機関は、情報公開・個人情報保護審査会(委員は5人で、議会の同意を得て市長が委嘱する。)に諮問し、その答申を十分尊重して裁決を行います。

2 附属機関等の会議の公開

(1)公開の対象となる会議

ア 附属機関の会議

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された審議会等の会議

イ 附属機関に類するものの会議

要綱等により市民、学識経験者など本市の職員以外の者で構成され、本市の事務について意見の聴取等を行うため、条例第2条に規定する実施機関のもとに置かれた懇話会、懇談会等の会議

(2)公開の方法

会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する市民等に、傍聴を認めることにより行います。

(3)公開・非公開の決定と判断基準

ア 公開・非公開の判断基準

会議は原則公開としますが、次の事項に該当する場合は非公開となります。

(ア) 会議での審議内容が、条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当すると認められるとき。

(イ) 会議を公開することにより、審議の妨害や委員に対する圧力等で公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的を達成できなくなることが予測されるとき。

イ 決定区分

(ア)公 開 … 会議の最初から最後まですべて傍聴を認めること。

(イ)部分公開 … 公開できる審議事項と公開できない審議事項とに分け、会議の途中から、傍聴を認め、又は傍聴を認めないこと。

(ウ)非 公 開 … 会議の最初から最後まで傍聴を認めないこと。

(4)会議開催の周知

会議開催の通知は、市の掲示板に掲示して公告します。

また、市のホームページ上に会議の日程等を掲載し、情報を提供します。

(5)会議結果の公表

公開した会議の会議資料及び会議録は、市のホームページへ掲載します。

Ⅱ 行政文書の公開制度の運用状況

1 実施機関別公開請求の状況

実施機関		請求件数	決定内容			取下げ
			公開	部分公開	非公開	
市 						

2 請求者の区分別請求件数

区 分	請求者数			請求件数		
	個 人	法人・団体	合 計	個 人	法人・団体	合 計
行 政 文 書	167	444	611	245	1,099	1,344
(うち建築計画概要書)	(88)	(259)	(347)	(114)	(680)	(794)
(うち道路台帳)	(43)	(117)	(160)	(54)	(267)	(321)

3 公開・非公開の決定状況

決定内容	件数	非公開の理由(重複あり)								決定期間の延長	決定期間の特例延長	第三者の意見聴取
		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	その他			
公 開	1,224									7	0	0
(うち建築計画概要書)	(794)									(0)	(0)	(0)
(うち道路台帳)	(321)									(0)	(0)	(0)
部分公開	84	0	57	51	5	14	2	0	19	17	0	8
非 公 開	25	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0
取 下 げ	11											
合 計	1,344	0	57	51	5	14	2	0	44	24	0	8

4 公開の実施方法

決定内容	件数	公開の方法(重複あり)		
		閲覧	視聴	写しの交付
公 開	1,224	3	0	1,223
(うち建築計画概要書)	(794)	(0)	(0)	(794)
(うち道路台帳)	(321)	(0)	(0)	(321)
部 分 公 開	84	10	0	81
合 計	1,308	13	0	1,304

写しの交付枚数 モノクロ 16,617 枚

(うち建築計画概要書 3,464 枚、道路台帳 388枚)

カラー 5,324 枚、CD-R 57枚、DVD-R 1枚

5 審査請求の状況

審査請求はありません。

6 行政文書の公開請求と決定内容の詳細

別添(資料 1)(建築計画概要書及び道路台帳を除く)

Ⅲ 会議の公開制度の運用状況

1 審議会等の概要

ア 公開の対象となる審議会等	-----	73審議会等
イ 会議を開催した審議会等	-----	54審議会等
ウ 開催された会議	-----	457会議

2 会議の公開状況

決定区分	開催した会議	傍聴のあった会議 (傍聴者数)
公開とした会議	63	8(11)
部分公開とした会議	5	1(6)
非公開とした会議	389	
合 計	457	9(17)

3 公開の対象となる審議会等及び傍聴者数

	審議会等の名称	開催 回数	決定内容			傍聴者数		
			公開	部分 公開	非公開	一般	報道	合計
1	山形市名誉市民選考審査会	0	0	0	0	0	0	0
2	山形市行政不服審査会	2	0	0	2	0	0	0
3	山形市指定管理者選定評価審査委員会	1	0	0	1	0	0	0
4	山形市特別職報酬等審議会	0	0	0	0	0	0	0
5	山形市退職手当審査会	0	0	0	0	0	0	0
6	山形市防災会議	0	0	0	0	0	0	0
7	山形市国民保護協議会	0	0	0	0	0	0	0
8	山形市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部懇話会	0	0	0	0	0	0	0
9	山形市国土利用計画策定に係る有識者懇談会	0	0	0	0	0	0	0
10	山形連携中枢都市圏ビジョン懇談会	0	0	0	0	0	0	0
11	山形市男女共同参画審議会	2	2	0	0	0	0	0
12	山形市男女共同参画センター運営委員会	2	2	0	0	0	0	0

	審議会等の名称	開催回数	決定内容			傍聴者数		
			公開	部分公開	非公開	一般	報道	合計
13	山形市文化財保護委員会	2	2	0	0	0	0	0
14	山形市郷土館運営協議会	1	1	0	0	0	0	0
15	山形市スポーツ推進審議会	1	1	0	0	0	0	0
16	山形市住居表示委員会	0	0	0	0	0	0	0
17	山形市交通安全対策会議	0	0	0	0	0	0	0
18	山形市情報公開・個人情報保護審査会	2	1	0	1	0	0	0
19	山形市個人情報保護制度運営審議会	1	1	0	0	0	0	0
20	山形市消費生活審議会	1	1	0	0	0	0	0
21	山形市国民健康保険運営協議会	4	4	0	0	0	0	0
22	山形市健康医療先進都市推進協議会	1	1	0	0	0	0	0
23	いのち支える山形市自殺対策協議会	1	1	0	0	1	0	1
24	山形市感染症診査協議会	21	0	0	21	0	0	0
25	山形市健康医療先進都市推進協議会幹事会	1	1	0	0	0	0	0
26	山形市予防接種健康被害調査委員会	0	0	0	0	0	0	0
27	山形市小児慢性特定疾病審査会	0	0	0	0	0	0	0
28	山形市動物愛護推進協議会	2	2	0	0	0	0	0
29	山形市環境審議会	1	1	0	0	0	0	0
30	山形市空き缶等散乱防止審査会	0	0	0	0	0	0	0
31	山形市清掃問題審議会	1	1	0	0	0	0	0
32	山形市民生委員推薦会	7	0	0	7	0	0	0
33	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	6	6	0	0	0	0	0
34	山形市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	1	0	0	1	0	0	0
35	山形市社会福祉審議会	1	1	0	0	0	0	0
36	山形市老人ホーム入所判定委員会	3	0	0	3	0	0	0
37	山形市成年後見推進協議会	2	1	1	0	0	0	0

	審議会等の名称	開催 回数	決定内容			傍聴者数		
			公開	部分 公開	非公開	一般	報道	合計
38	山形市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	0	0	0	0	0	0	0
39	山形市介護人材確保推進協議会	2	2	0	0	0	0	0
40	山形市地域包括ケア推進協議会	3	3	0	0	4	0	4
41	山形市介護認定審査会	313	0	0	313	0	0	0
42	山形市障がい支援区分判定審査会	24	0	0	24	0	0	0
43	山形市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会	0	0	0	0	0	0	0
44	山形市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部会	6	0	0	6	0	0	0
45	山形市働く女性の家運営委員会	2	2	0	0	0	0	0
46	山形市子ども・子育て会議	2	2	0	0	0	0	0
47	山形市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	2	0	0	2	0	0	0
48	山形市いじめ重大事態再調査委員会	1	0	1	0	0	6	6
49	山形市工業振興計画改定に係る懇話会	0	0	0	0	0	0	0
50	山形市中心市街地活性化戦略本部会議	1	1	0	0	0	1	1
51	山形市農政審議会	2	2	0	0	0	0	0
52	山形市農業戦略本部の会議	3	0	0	3	0	0	0
53	山形市森林整備推進協議会	1	1	0	0	0	0	0
54	山形市公設地方卸売市場取引委員会	1	1	0	0	0	0	0
55	山形市都市計画審議会	1	1	0	0	1	0	1
56	山形市開発審査会	2	0	2	0	0	0	0
57	山形市景観審議会	1	1	0	0	0	0	0
58	山形市建築審査会	1	1	0	0	0	0	0
59	山形市空家等対策協議会	1	0	1	0	0	0	0
60	山形市自転車等駐車対策協議会	1	1	0	0	0	0	0
61	山形市水防協議会	0	0	0	0	0	0	0
62	山形市救急救命業務検証会議	2	2	0	0	0	3	3

	審議会等の名称	開催 回数	決定内容			傍聴者数		
			公開	部分 公開	非公開	一般	報道	合計
63	山形市救急救命業務あり方検討会	0	0	0	0	0	0	0
64	山形市水道料金及び公共下水道使用料 審議会	0	0	0	0	0	0	0
65	山形市上下水道事業経営等懇話会	2	2	0	0	0	0	0
66	山形市総合学習センター運営協議会	2	2	0	0	0	0	0
67	山形市いじめ問題対策連絡協議会	1	1	0	0	0	1	1
68	山形市いじめ問題専門委員会	5	0	0	5	0	0	0
69	山形市社会教育委員会議	2	2	0	0	0	0	0
70	山形市放課後子どもプラン運営委員会	1	1	0	0	0	0	0
71	山形市青少年問題協議会	1	1	0	0	0	0	0
72	山形市少年自然の家運営協議会	2	2	0	0	0	0	0
73	山形市立図書館協議会	2	2	0	0	0	0	0
合 計		457	63	5	389	6	11	17

IV 個人情報保護制度の主な内容

1 市の機関等

- ・市 長 ・消防長 ・上下水道事業管理者 ・病院事業管理者 ・教育委員会
- ・選挙管理委員会 ・監査委員 ・農業委員会 ・固定資産評価審査委員会
- ・財産区 ・議会

2 制度の対象とする個人情報

生存する個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

3 個人情報取扱事務の届出

市の機関等は、個人情報を取り扱う一定の事務を新たに開始するときは、個人情報取扱事務について、あらかじめ市長に届出が必要です。また、届出事務の内容を変更するとき、届出事務を廃止したときも同様です。

4 個人情報の適正な取扱い

(1)個人情報の保有の制限等

個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定します。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しません。

(2)適正な取得

偽りその他不正の手段により個人情報を取得しません。

(3)利用・提供の制限

法令に基づく場合を除き、保有している個人情報を事務の目的の範囲を超えて自ら利用し、又は外部に提供することを原則として禁止します。

(4)安全管理措置

保有している個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(5)委託に伴う措置

個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を市の外部のものに委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じます。

5 個人情報の開示請求等の権利の保障

(1)開示請求権

市の機関等が保有している個人情報について、本人がその開示を求めることができます。

(2)訂正請求権

開示を受けた個人情報に事実の誤りがあるときは、その訂正を求めることができます。

(3)利用停止請求権

開示等の決定を受けた個人情報が、個人情報の保護に関する法律の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができます。

6 開示請求等に対する決定

市の機関等は、開示請求の場合は請求があった日の翌日から起算して14日以内に、訂正請求、利用停止請求の場合は請求があった日の翌日から起算して30日以内に開示、訂正、利用停止を行うかどうかの決定を行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、決定期間の延長をすることができます。

なお、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ第三者の意見を聴くことができます。

7 不開示とする情報

開示請求があった個人情報は、原則開示となります。ただし、個人・法人の権利利益や公共の利益など、一定の合理的理由に基づき開示されないことにより保護される利益があるものについては、不開示とする情報として取り扱います。

なお、個人情報の保護に関する法律第78条第1項で次の7項目を不開示情報としています。

(1)第1号(請求者の情報)

請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2)第2号(第三者情報)

開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別でき、開示することにより、第三者の権利を害するおそれがあるもの

(3)第3号(法人等事業活動情報)

法人、その他団体、事業を営む個人の情報で、開示することにより、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(4)第4号(国の安全等の情報)

国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる情報

(5)第5号(公共の安全秩序維持情報)

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(6)第6号(審議、検討、協議情報)

行政内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報で、開示することにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

(7)第7号(事務事業執行情報)

事務又は事業に関する情報で、開示することにより、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

8 開示の方法

開示の方法は情報公開制度と同じです。

9 審査請求

個人情報の開示・不開示等の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を市の機関等へ行うことができます。審査請求について市の機関等は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を十分尊重して裁決を行います。

10 罰則

市の機関等の職員等が正当な理由なく個人の秘密が記録された個人情報ファイルを提供した場合や不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合などのほか、偽りその他不正な手段により開示を受けた者も罰則が科せられます。

11 個人情報保護制度運営審議会

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、個人情報保護制度運営審議会(委員10人で、市長が委嘱する。)を設置しています。審議会は、市の機関等の諮問に応じ、個人情報の取扱いに関して調査審議します。

V 個人情報保護制度の運用状況

1 市の機関等別個人情報取扱事務の届出の状況

市の機関等		新規届出件数	変更届出件数	廃止届出件数	届 出 件 数
市 					

2 市の機関等別開示請求の状況

市の機関等		請求件数	決 定 内 容			取下げ
			開示	部分開示	不開示	
市 長	福 祉 推 進 部	2	1	0	1	0
	こ ども 未 来 部	2	2	0	0	0
	小 計	4	3	0	1	0
病 院 事 業 管 理 者		2	0	2	0	0
教 育 委 員 会		2	0	2	0	0
合 計		8	3	4	1	0

3 開示・不開示の決定状況

決定内容	件数	不開示の理由(重複あり)								決定期間の延長	決定期間の特例延長	第三者の意見聴取
		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	その他			
開 示	3									0	0	0
部 分 開 示	4	0	3	0	0	0	2	3	2	2	0	0
不 開 示	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
取 下 げ	0											
合 計	8	0	3	0	0	0	2	3	3	2	0	0

4 開示の実施方法

決定内容	件数	開示の方法(重複あり)		
		閲覧	視聴	写しの交付
開 示	3	0	0	3
部 分 開 示	4	0	0	4
合 計	7	0	0	7

写しの交付枚数 モノクロ 312枚

5 訂正請求の状況

個人情報の訂正請求はありません。

6 利用停止請求の状況

個人情報の利用停止請求はありません。

7 審査請求の状況

病院事業管理者に対する審査請求 1 件

8 個人情報の開示請求と決定内容の詳細

別添(資料2)

Ⅵ 出資法人及び指定管理者の情報公開・個人情報保護制度の運用状況

1 文書の公開申出及び保有個人データの開示請求の状況

実施機関	出資法人 及び指定 管理の別	件数	概要
一般財団法人 山形市都市振興公社	出資・指定	0	
社会福祉法人 山形市社会福祉事業団	出資・指定	0	
一般財団法人 山形市健康福祉医療事業団	出資	0	
一般財団法人 山形コンベンションビューロー	出資・指定	0	
一般社団法人 山形市農業振興公社	出資・指定	0	
山形市土地開発公社	出資	0	
公益財団法人 山形市文化振興事業団	出資・指定	0	
公益財団法人 山形市スポーツ協会	指定	0	
一般財団法人 山形市上下水道技術センター	出資	0	
社会福祉法人 山形市社会福祉協議会	指定	0	
大曾根さわやか荘福祉の会	指定	0	
山形鋳物工業団地協同組合	指定	0	
一般社団法人 山形市観光協会	指定	0	
蔵王温泉観光協会	指定	0	
特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミル	指定	0	
市営住宅管理企業体	指定	0	
山形市民会館管理運営共同事業体	指定	0	
認定特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド	指定	0	
やまがた斎苑管理グループ	指定	0	
社会福祉法人 友愛会	指定	0	
株式会社 夢の公園	指定	0	
株式会社 表蔵王ベルタウン	指定	0	
合 計		0	

2 訂正・利用停止請求の状況

保有個人情報の訂正、利用停止の請求はありません。

3 異議の申出の状況

異議の申出はありません。